

## 京都市中央卸売市場運営協議会関係法規(抜粋)

### 卸売市場法

(中央卸売市場開設運営協議会)

- 第13条 第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体または開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。
- 2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

### 京都市中央卸売市場業務条例

#### 第7章 市場運営協議会

- 第77条 市長の諮問に応じ、市場の運営に関する重要事項について審議するため、京都市中央卸売市場第一市場運営協議会及び京都市中央卸売市場第二市場運営協議会(以下「協議会」と総称する。)を置く。
- 2 協議会は、運営協議会ごとに委員26人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 京都市中央卸売市場業務条例施行規則

#### 第7章 市場運営協議会

(委員の委嘱)

- 第116条 京都市中央卸売市場第一市場運営協議会及び京都市中央卸売市場第二市場運営協議会(以下「協議会」と総称する。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 生鮮食料品等の出荷者及び消費者
  - (2) 関係業者及びその使用人並びに市場の業務の運営に関し学識経験を有する者

(会長)

第 117 条 協議会ごとに会長を置く。

- 2 会長は、各協議会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、各協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 118 条 各協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、各協議会の会議の議長となる。
- 3 各協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 各協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 119 条 各協議会の庶務は、第一市場及び第二市場において行う。